

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-24-7 代々木グリーンハム 210 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス www.hoshinren.jp

e-mail koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

81号

平成22年7月20日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

広報誌12号発行に向けて

～記事投稿のお願い～

平成22年6月28日 広報部長 荒木晶子
みなさまお元気でしょうか。

さて、広報12号を発行いたしますのでみなさまの投稿をお願いいたします。

広報は会員の意見交換、経験交流の場として毎年1～2回発行を続けてきました。

事務局通信は連絡が中心であり、なかなか会員みなさんのご意見や経験をお伝えする事はできません。広報の場で、医療や介護について、健康保険についてのご意見、治療の症例報告、会の事業や活動についてのご意見、感想など投稿をお願いできればと思います。また、写真や絵画など皆さんの趣味として親しんでいる作品や感想など、さらにみなさんが取り組んでいる健康法などどんな内容でも結構です。下記の要領で投稿をお願いします。

投稿締め切り 7月30日

(FAX送信は7月28日締め切り) 事務局着
メールまたはFAXにて送信下さい

・メールアドレス

koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

・FAX 03-3299-5275

・あて先 広報部 荒木 晶子

規定に従い投稿謝礼金をお支払いいたします。



国会要請へ参加しよう

参議院議員選挙により新しい議会が構成されましたので、NPO医療を考える会が厚生労働委員会の議員の方々への健康保険制度改善の要請を行います。7月11日の理事会では、この要請行動をNPO医療を考える会とともに行動を確認しました。

「漢方・鍼灸を活用した日本型医療創生のための調査研究」が厚生労働科学特別研究事業で行われたように、鍼灸マッサージ治療の活用は、医療改善のためまず政治が取り組むべき課題です。

伝統医療を活用する健康保険制度の改善へ、議員の理解を得るための話し合いにご参加下さい。(要望書およびNPO医療を考える会呼びかけを添付)

～今後の予定～

7/29(木) NPO 国会要請 10時～

7/30(金)・31(土) ヨッテク 2010ボランティア
パシコ横浜 10時～17時

8/29(日) 介護保険事業部会 10時～12時

8/30(月) 在宅リハビリマッサージ事業部会
治療室らくらく 13時～17時

9/5(日) 松崎英忠氏の講演
中野勤労福祉会館 13時半～17時半

8月1日から

後期高齢者医療制度の 保険証が変わります

東京都よりポスターが配布されました。治療院等でご使用ください。

また、負担割合が変更になる場合がありますので必ず保険証の確認をお願いします。

賠償責任保険へ加入しよう

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の賠償責任保険を一般社団法人鍼灸マッサージ師会が取扱います。賠償責任保険の未加入の方やこれから更新される方は、会からの加入手続きをお願いします。加入されていない方は、この際、是非加入されるようお願いいたします。

保険料（年間保険料）

1. 施術所開設者タイプ

保険料 9,730 円

対人賠償 1名 1億円

1事故 3億円 対人、対物（1千万円）

2. 勤務（出張）タイプ

保険料 7,810 円

対人賠償 1名 1億円

1事故 3億円 対人のみ

（申し込み、資料の請求は事務局へ、毎月23日までに申込み、保険料を入金して下さい。翌月1日より保障されます）



生活保護を受けている方の

医療扶助費の変更

健康保険の療養費の変更にあわせて、医療扶助により支給される施術料も変更されましたので通知を送付します。生活保護受給者の方が医療にかかる必要が生じた場合は、生活保護法による医療扶助より医療費が支払われます。鍼灸師、按摩マッサージ指圧師の施術を受けた場合も療養費に相当する金額が医療扶助より支払われます。

あん摩・マッサージ施術の申請書、はり・灸施術の申請書は生活保護者の施術を行う場合に必要ですから保存して下さい。（厚生労働省通知添付）



前回大好評だった
松崎英忠氏による講演です！

「ポイントを押さえて、より良い在宅ケアを！」
（脳血管・リウマチ・パーキンソン等について）

講師：松崎英忠氏

日時：9月5日（日）

13時30分～15時30分

場所：中野区勤労福祉会館

定員：24名（先着順）

*前回同氏による講演「在宅マッサージの着実な展開について」では、数日で定員に達してしまったため、申し込まれてもお断りした方がお断りしました。受講されたい方はなるべく早くお申し込み下さい。

申し込みは事務局 松本まで

鍼灸マッサージ治療も

健康保険で受診できるように改善を

平成 22 年 7 月 29 日

NPO 法人 医療を考える会

高齢化がすすみ、高齢者の慢性疾患が深刻な社会問題になっています。現代医学だけでは対応がむずかしい問題を抱え、西洋医学を中心としつつも、伝統医療、代替医療を統合し、患者中心の医療をすすめようという、統合医療の考え方がひろがりつつあります。

本年 2 月に公表された厚生労働省の調査研究事業「漢方・鍼灸を活用した日本型医療創生のための調査研究」においても「専門化の行き過ぎによる総合医・家庭医の不足」「ガンをはじめとする難病の治療や慢性病・不定愁訴の治療といった難題には未だ十分対応できてない」など、医療の問題解決のために、伝統医療の活用が有効である事を明らかにしています。伝統医療の活用の第一歩として鍼灸治療、按摩マッサージ指圧師の治療の積極的な活用を希望します。

漢方、鍼灸、按摩など日本の伝統医療は、西洋医学が持ち込まれる前、1000 年を超える年月にわたり国民に利用されてきた医療です。「非科学的な医療」として明治政府により医療制度から排除されましたが、現代医療とは違った長所を持つ医療として歴史的に国民の支持を得てきました。

しかし、現在でも健康保険においては、自国の伝統医療である鍼灸治療、按摩マッサージ指圧師の治療を国民に提供する医療として認めていません。伝統医療を差別的に取扱う行政指導をやめて、国民が希望するときは他の医療と同じように、健康保険証を示して選べるような取扱いをしていただきたいと考えます。

最近のやり方として、患者の選択を広げるといいながら、患者の負担を求める混合診療が持ち込まれ、お金がなければ医療を受けられない状況が広がっています。伝統医療も健康保険で受けられるような制度の改善をお願いします。

1 制度の改善

患者が伝統医療を選べるように、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の治療を健康保険で提供する医療とするよう健康保険制度を改善してください。他の医療と同じように、保険証を示せば鍼灸治療が受診できるようにお願いします。

2 当面の改善

患者が伝統医療を選べるように、すぐできる行政指導の改善をすすめてください。

1) 鍼灸治療、マッサージ治療の療養費支給について

健康保険による鍼灸治療、マッサージ治療の受診は、療養費の支給として行政指導（厚生労働省通知）により行われています。

この鍼灸療養費の支給の行政指導は、神経痛、リュウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛、頸椎捻挫後遺症などの疾病に限り「医師による適切な治療手段のないもの」として治療費が支

払われています。

[厚生労働省通知 保発32号(昭和42年9月18日)「療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって医師による適当な治療手段のないもの」]

- ① 神経痛、リュウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛、頸椎捻挫後遺症などの疾病の治療において、「医師による適当な治療手段のないもの」として治療費を支給するという、不合理な行政指導を止めて、鍼灸治療が必要な場合は、療養費を支給する行政指導に変更してください。
- ② 鍼灸療養費の支給を上記の6疾患などに限定せず、患者が希望する場合は鍼灸治療療養費を支給するよう行政指導を変更してください。
- ③ マッサージ療養費の支給は、麻痺、関節拘縮の治療に制限されていますが、体調維持や改善に広く活用できます。医師があん摩マッサージ指圧師の治療が有効と認めた場合は麻痺、関節拘縮の治療に制限せず、療養費支給を支給するよう行政指導を変更して下さい。

2) 鍼灸治療、マッサージ治療の同意書について

鍼灸治療、マッサージ治療の療養費の支払いには、「医師の同意書」の添付が求められていますが、「鍼灸治療は解らない」「マッサージ治療は知らない」と同意書を提出しない医師が多数います。また同意書は提出しないことを受付などへ表示する病院もあります。

確かに、鍼灸治療やマッサージ治療に理解の無い医師に対し、同意する文書の提出をお願いするのはおかしいことです。また、鍼灸療養費の支給は「医師の適当な治療手段のないもの」としながら医師に同意を求めるのは理解できません。

現在の同意書を廃止し、療養費が支給される病気である事を証明する疾病証明書として、患者の要望があった場合は、医師が必ず提出しなければならない文書へ変更する行政指導をお願いします。

3) 鍼灸治療、マッサージ治療の療養費の委任払いについて

柔道整復師の療養費の支払いは、患者の受診の便宜をはかるためという理由により、療養費の委任払いを認め、患者が治療費の自己負担だけで受診できるような行政指導を行っています。しかし、一方、あん摩マッサージ指圧師および鍼灸師の療養費支払いについては、患者への便宜を図らず、患者が治療費を全額支払いその後に患者自身が請求することを求めています。行政指導の差別的な扱いにより鍼灸治療、マッサージ治療の受診に障害が持ち込まれています。

- ① 鍼灸治療、マッサージ治療の療養費の支払いは、柔道整復師の療養費支給と同じように委任払いを認める行政指導を行って下さい。